

第49号議案

八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例設定について

八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成29年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例

八王子市企業立地支援条例（平成16年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支援措置)</p> <p>第5条 市長は、第1条に定める目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市長は、前項の事業を推進するために、次条第2項の規定により指定を受けた企業等（以下「指定事業者」という。）に、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内企業立地継続奨励金</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定事業者の指定等の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。</p>	<p>(支援措置)</p> <p>第5条 市長は、第1条に定める目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市長は、前項の事業を推進するために、次条第2項の規定により指定を受けた企業等（以下「指定事業者」という。）に、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市内小規模事業者立地奨励金</p> <p>(指定事業者の指定等の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。</p>

<p>(1) 企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金又は貸し施設設置奨励金の交付を受けた指定事業者の指定に係る事業施設又は貸し施設の稼働開始後、6年以内にこれを廃止し、又は休止したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) 企業立地・雇用促進奨励金、貸し施設設置奨励金又は市内小規模事業者立地奨励金の交付を受けた指定事業者の指定に係る事業施設又は貸し施設の稼働開始後、6年以内にこれを廃止し、又は休止したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八王子市企業立地支援条例第6条第1項の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。